

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年10月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

- 1 | 債権者破産と保全管理命令の活用
— 債務者による偏頗行為や財産隠匿が進行している場合に何をすべきか —

- 2 | 連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向③—私的整理(協議会・事業再生ADR)編—

債権者破産と保全管理命令の活用

－債務者による偏頗行為や財産隠匿が進行している場合に何をすべきか－

佐藤 俊
Shun Sato

PROFILEはこちら



1 倒産手続の債権者申立て

債務超過や支払不能等の要件がある場合、債権者が主体となって、債務者につき倒産・再生手続(破産、民事再生、会社更生)の申立てをすることができます(債権者申立て一般については、村上寛「倒産手続の債権者申立て」(2019年9月号)にて概説しておりますので、そちらをご参照ください。)

債権者が債務者の破産申立てを行う事例はそこまで一般的ではありませんが、それでも、債務の弁済に非協力的である一方、財産隠匿や偏頗行為、放漫経営等による財産の減少が疑われる事例は枚挙に暇がないところです。

そこで今回は、債務者が、自らに対する債権の弁済に非協力的である一方で、既に、金品の持ち出し、預金の解約、不動産の第三者への廉価売却、役員報酬の増額と回収等の財産隠匿行為、あるいは全債権を支払うことのできない状態にあるのに、特定の債権者に対してだけ偏った弁済をする等の偏頗行為が進行してしまい、弁済の対象となるべき財産(責任財産)の会社からの流出が起こってしまっているときに、債権者として採りうる手段の一つとして、破産法上の保全管理命令を紹介したいと思います。

2 保全管理命令について

(1) 概要

保全管理命令とは、破産手続開始の申立て後、開始決定までの間の期間において、債務者の財産に関し、保全管理人(原則として、開始決定時に管財人となるべき弁護士)による管理を命ずる裁判所の処分をいいます(破産法91条1項)。

保全管理命令が発令された場合には、国内外を問わず、債務者の財産の管理処分権は保全管理人に専属することになります(破産法93条1項)。言い換えると、従前の経営者は債務者の財産に対する管理処分権を喪失しますので、以後、自由にこれを処分したり、隠匿したりすることはできなくなります。保全管理命令に対しては、債務者が不服申立て(即時抗告)をすることができますが、この即時抗告には執行停止の効力がなく(破産法91条6項)、ひとたびなされた保全管理命令は、上級裁判所が即時抗告を認める旨の判断を出さない限り覆りません。

保全管理命令自体は、債権者申立ての場合のみならず、債務者が自己破産を申し立てた場合にも利用することができます。ただ、破産原因についての疎明を必要とし(破産法18条2項)、原則として債務者審尋を行う(破産法13条、民事訴訟法87条2項)ために申立て後開始決定までに相当の審理期間を要する¹債権者申立ての事案において、審理期間中における財産隠匿等の不当な行為を止めるために利用される場面が多いのが実情です。

(2) 申立ての要件

保全管理命令は、債務者による財産の管理処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があるときに発令されます。

財産の管理処分が失当であるときとは、債務者がその財産を費消、隠匿したり、債権者間の公平性を害するような処分(偏頗弁済等)に及んだ場合のみならず、債務者がそのような行為

1:債務者による自己破産の場合には、債務者に疎明義務はなく(破産法18条2項の反対解釈。大阪高裁昭和58年11月9日決定参照)、通常、裁判所は債務者審尋なく速やかに開始決定を出す運用がなされています。一部、破産開始決定前に事業譲渡を行うに当たり、保全管理命令を活用する事例もあるようです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け頂ければと存じます。

を企図している場合も含むと解されています。債務者による財産隠匿は、事案にもよりますが日々進行するもので、気づいたときには取り返しがつかない状況に陥っていることもあり得ますので、発令要件を満たすような行為が感知できたり、その可能性が把握できた場合には、債権者破産の申立てとともに、保全管理命令の活用を検討すべきでしょう。

(3) 審理

保全管理命令を発令するか否かの審理は、原則として、裁判所において債務者の話を聞く手続を経ることなく、無審尋で行われます。保全管理命令申立ての動きを債務者が確知すると、財産隠匿を加速させる虞があることから、このような取り扱いとなっています。

破産手続と保全管理命令の申立てをセットで行い、裁判所が無審尋で保全管理命令を発令した後に、破産手続に関する債務者審尋が行われる、というスケジュールが一般的かと思えます。

(4) 保全管理命令の効果

保全管理命令が発令され、効力が生じると、保全管理人は、基本的には効力発生日当日に債務者方へ赴き、財産、帳簿書類・データ等につき現状を確認の上で保全を行ったり、預金のある金融機関へ通知を送って以後の引き出しをストップさせたりする等、従前の経営者による財産の隠匿や毀損、帳簿書類・データ等の毀滅を行わせないよう必要な措置を講じます。債権者としても、保全管理を実効あらしめるため、第三者的立場にある保全管理人にできる限りの情報(財産や書類の在り処等)を提供し、適時適切に保全が行われるよう協力する必要があります。

債務者(法人の場合はその役員や元役員等)は、保全管理人に対して説明義務を負い(破産法96条1項、40条)、違反行為に対しては罰則もありますので(破産法268条1項)、債務者

の側も、ひとたび保全管理命令が発令されたからには、保全管理人の行う措置に協力し、必要な説明をしなければならないこととなります。

なお、保全管理人は、将来の否認権を保全するために、債務者の財産から支払を受けたり、債務者の財産の譲渡を受けた受益者・転得者に対し、仮差押、仮処分その他の必要な保全処分を行うことができます(破産法171条1項)。この保全処分自体は、利害関係人(債権者等)も申し立てることができますが、網羅的に債務者の帳簿書類等を確認できず、債務者による財産処分等の詳細を知り得ない債権者と異なり、これを把握できる立場にある保全管理人によって、かかる保全処分が活用されることが期待されます。

3 保全管理命令申立ての場合の留意点

(1) 予納金の高額化

債権者破産の申立てを行う場合に、申立費用のほか、裁判所に対する予納金(破産法22条1項)が一定額²かかることとなりますが、保全管理命令の発令を求める場合には一般に、その金額が更に上昇する傾向があります。

財産隠匿の程度が著しく、保全管理命令の発令を求めるところで責任財産の十分な保全や、続く破産手続での責任財産の回復が見込まれる事案であればいいのですが、保全管理命令を求める場合には、費用対効果を事前に十分検討するようにしましょう。

(2) 送達が発効発生要件となること

保全管理命令は、発令され、あるいは公告するのみでは効力を生じず、債務者にこれを送達しなければなりません(破産法92条2項、3項(同10条4項の適用を排除)、13条、民事訴訟法119条)。

本店所在地等において、債務者代表者等が常時執務していれば、通常どおり執行官が決定書を持参し交付する方式に

2: 大阪地方裁判所では最低100万円必要とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

る送達(破産法13条、民事訴訟法99条1項、101条(交付送達)、106条(補充送達))ができるのですが、所謂夜逃げ状態にある債務者に対しては、事前に裁判所に、通常の送達方法によることができない旨を上申し、付郵便送達(破産法13条、民事訴訟法107条)の方式を採ってもらうことを検討する必要があります。

(3) 破産申立ての取下げ制限

保全管理命令が発令されると、以後、破産手続開始の申立ての取下げには裁判所の許可が必要となります(破産法29条)。これは、保全管理命令のみを目的とする不当な申立てが行われるのを防ぐ趣旨の規律です。保全管理命令を交渉の材料として抜け駆け的な債権回収を図ることは許されませんので、留意しましょう。

(4) 郵便物の転送嘱託がないこと

破産管財人と異なり、保全管理人には、債務者の郵便物は

転送されません(破産法81条は破産法96条1項の準用から外れています)。保全管理人は、郵便物の内容の説明を求める(破産法96条1項、40条)ことにより、情報収集に努めることとなりますが、郵便物由来の情報全ての把握を期待できないこととなります。

4 おわりに

以上概説したとおり、債務者が債務を弁済しない中、偏頗行為や財産隠匿等が疑われる場合、早期に債権者破産の申立てとともに保全管理命令の申立てを行うことで、偏頗行為や財産隠匿等の進行を止め、破産手続においてより有利な配当を期待することができます。また、財産隠匿等の件数が多いと、それだけ破産手続の進行にも時間を要することになりますので、破産手続きの迅速な終結に、保全管理命令が一役買う場面もあるかも知れません。本稿が、債権回収に悩む方への解決手段の一助となればと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向③ —私的整理(協議会・事業再生ADR)編—

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



8月号(民事再生)、9月号(破産)と法的手続の話が続きましたが、3回目の今月号は、近時の私的整理(協議会手続・事業再生ADR)の動向を紹介したいと思います。

1 協議会の再生手続の利用状況

中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)の再生手続は、その名のとおりに中小企業の事業を再生する私的整理手続であり、2003年に創設されました(協議会手続の概要は佐藤俊「[中小企業再生支援協議会スキームの概要](#)」(2020年1月号)をご参照ください。)。2003年から2019年度までの全国の協議会への相談件数は、年間1,686件(2016年度)から4,128件(2013年度)の間で推移していたのですが、**コロナ禍の2020年度は5,580件となり、創設以来最多となっています**¹。

この**5,580件のうち約80%は「特例リスク」**に関する相談とされます。「特例リスク」とは、既存の金融債務の負担軽減のため、協議会が事業改善の可能性の検討を待たずに主要債権者の支援姿勢を確認の上で、最大1年間、一括して元金の返済猶予を行うことです。

特例リスクが幅広く活用されている現状において、協議会は、**コロナ禍で資金繰りに悩む中小企業の駆け込み寺**としての役割を果たしているといえます。

他方、債権カット等を内容とする抜本的な再生案件の数は、2015年から2019年度まではいずれも1,000件超でしたが、

2020年度(406件)は大きく減少しています²。減少の理由としてはコロナ禍で先行きが見通せなかったことが挙げられており、ポストコロナの場合では抜本再生案件が増加に転じることも想定されます。

2 事業再生ADRの利用状況

1の協議会手続は中小企業向けであるのに対し、事業再生ADRは(利用できる企業に限定はないものの)上場会社をはじめ比較的規模の大きな企業に利用される傾向にあります。現に、事業再生ADRが創設された2008年から2020年3月までの手続の利用申請件数は81件であり、このうち上場会社を含むものが28件とされています³。利用件数は年に2件から17件の間であり、多くの年は一桁となっています。

コロナ禍における事業再生ADRの利用件数を報告した資料は現時点では見当たらないため、本稿では触れませんが、近時、コロナ禍でも事業再生ADRを滞りなく実施する工夫(電話会議方式での債権者会議の実例等)についての報告が出ています⁴。

事業再生ADRはポストコロナを見据えて、手続の更なる円滑化のための改正が近時行われたところですので(宮本聡「[産業競争力強化法改正と事業再生ADR・債権譲渡](#)」(2021年9月号)参照)、ポストコロナにおいてその役割を果たすことが期待されているといえます。

1:横田直忠=高橋佳裕「『特例リスク支援』の総括とこれからの中小企業支援」事業再生と債権管理173号110頁

2:前掲横田ほか111頁

3:事業再生実務家協会「事業再生ADRのすべて[第2版]」416頁

4:「事業再生実務家協会シンポジウム報告-事業再生ADR手続の最新の運用状況」(NBL1197号56頁以下)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)